

愛媛県福祉サービス第三者評価基準

「評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点」

（ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）版）

平成 23 年 9 月 1 日制定  
愛媛県保健福祉部保健福祉課

## A-1 利用者の尊重

### 1-(1) 利用者の尊重

#### A-1-(1)-① 子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいる。

##### 【判断基準】

- a) 子ども自身が自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 子ども自身が自主的に考え、ホームにおける生活改善ができるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) ホームにおける生活改善の取組を行っていない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- ホームは、子どもを権利の主体として位置付け、常に子どもの最善の利益に配慮することが求められています。
- ホームは、「児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援することを目的」に養育しなければならないとされています。
- 本評価基準は、ホームにおける子ども自身による自主的・主体的な取組や、それらに対する養育者らの関わりについて評価します。
- ホームにおける生活改善ができるような取組や養育者らの支援は、集団的アプローチだけでなく、子ども一人ひとりの支援計画（ケアプラン）に基づく援助も含めて評価します。

##### 評価の着眼点

- 生活全般について、子ども自身による自主的・主体的な取組を認めている。
- これらの取組は、子どもが問題や課題について主体的に検討し、その上で実行、管理するといった内容を含んでいる。
- 子どもの自己表現力、自律性、責任感などが育つよう支援している。
- 子ども自身による生活改善にむけた取組が実現できるよう支援している。
- 子どもが自主的・主体的に導き出した要望等について可能な限り応えている。

A-1-(1)-② ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるよう積極的に支援している。
- b) ホームでの生活及び援助について事前に説明し、子どもが主体的に決定できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) ホームでの生活及び援助について事前に説明していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 情報提供には、ホームにおける子どもの生活全般に関することと、プライバシーに関するものの二つの側面があります。
- 子どもに対する適切な情報提供は、子どもの知る権利を守ることであり、主体性のある「力」（エンパワメント）を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は、子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や方法も十分な配慮が求められます。
- 本評価基準は、ホームでの生活について子ども自身が決定する力を身につけ、自己確立を図るという考えから十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて評価します。

**評価の着眼点**

- あらかじめ、子どもにホームでの生活について十分説明している。
- 子どもが主体的に決定できるように必要な情報を提供している。
- 子どもの発達段階や能力に応じ、自己決定できる力量の形成に取り組んでいる。
- 養育者ら全員が子どもの自己決定の重要性について十分認識している。

A-1-(1)-③ 多くの生活体験を積ませる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう積極的に支援している。
- b) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を形成できるよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもの健全な自己の成長や問題解決力を高めるためには、ホームでの生活において多様な経験を積ませるための機会・体験を確保するとともに、つまずきや失敗を受けとめ、子どもとともに解決していこうとする養育者らの姿勢が大切です。
- 本評価基準は、子どもの健全な自己成長や問題解決力が形成されるための支援の具体的な取組や養育者らの関わりについて評価します。
- ホームにおける生活改善ができるような取組や養育者らの関わりは、集団的なアプローチだけではなく、子ども一人ひとりの支援計画（ケアプラン）に基づく支援も含めて評価します。

**評価の着眼点**

- 多種多様な経験を積ませるような機会（自然体験等）や、豊かな情操が育まれるような活動がホームでの生活に組み込まれている。
- つまずきや失敗の体験も大切にしながら自主的な問題解決等により自己肯定感等を形成し、たえず自己を向上発展していく態度が身につけられるよう支援している。
- 問題解決にあたり、謙虚に他から学び、他と協力できる力量や態度が形成できるよう支援している。

A-1-(1)-④ 多くの人たちとのふれあいを通し、子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生できるよう積極的に支援している。
- b) 子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し共生できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが人格の尊厳を理解するよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもが人格の尊厳を理解し、他者の権利を尊重するようになるには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積むことが基本となります。
- そのためには、養育者らと子どもとが個別的にふれあう時間を確保し、他者への基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルは可能な限り本人同士で解決することを支援する等、養育者らの丁寧な関わりが重要です。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも、可能な限り同・異年齢交流の機会等を設け、多くの人たちとのふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養えるよう支援することが必要です。

**評価の着眼点**

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、養育者らと子どもとが個別的にふれあう時間を重要視している。
- 喧嘩など子ども間でのトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援している。
- ホーム以外の多くの人たちとふれあう機会を可能な限り実行している。

A-1-(1)-⑤ 子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。

**【判断基準】**

- a) 子どもの発達に応じて、本人に出生や生い立ち、家族の状況等を適切に知らせている。
- b) -
- c) 本人に適切に知らせていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準は、ホームにおける、本人に出生や家族の状況等に関する情報提供の対応について評価します。
- 年齢や発達状況への配慮、伝えるタイミングや内容等については、子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、慎重な検討が必要であり、かつ、養育者らの高い専門性が求められます。
- なお、親をはじめとする家族情報の中には、親等が子どもに知られたくない内容があることにも十分考慮する必要があり、児童相談所との連携が求められます。
- 子どもに出生や家族の状況等を知らせる際は、子どもの自己肯定感の育成の観点からも配慮する必要があります。

**評価の着眼点**

- 子どもの発達段階に応じて、可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合は、子どもの発達段階や個別の事情に応じて慎重に対応している。
- 伝え方や内容などについて協議し、養育者らで共有している。
- 事実を伝えた後、適切なフォローを行っている。

A-1-(1)-⑥ 被措置児童等虐待防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に具体的に取り組んでいる。
- b) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 被措置児童等虐待の防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 平成 20 年児童福祉法改正において、被措置児童等虐待の規定が盛り込まれました。ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）についても、被措置児童等虐待の対象事業者となっており、制度化を踏まえた対応が求められています。
- 身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待といった、被措置児童等虐待は絶対に許されるものではありません。
- ホームは、日頃から研修や具体的な体制整備を通じて被措置児童等虐待の防止について対策を講じておかなければなりません。
- 本評価基準は、ホームにおける被措置児童等虐待の防止・早期発見にむけた具体的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 被措置児童等虐待の防止について、具体的な例を示し、徹底している。
- 被措置児童等虐待の防止について、具体的な例を示し、子どもに周知している。
- 被措置児童等虐待に迅速に対応できるよう、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 被措置児童等虐待の防止を徹底するため、日常的に話しあい、行われていないことを確認している。
- 被措置児童等虐待が起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、これによらない支援技術を習得できるようにしている。
- 被措置児童等虐待の防止の視点から、ホーム内に第三者の視点が入るよう配慮している。
- 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けている。

A-1-(1)-⑦ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。

【判断基準】

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由を尊重していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの思想・信教の自由は、最大限に配慮し、保障することが大切です。
- 児童の権利に関する条約は、子どもの「思想、良心及び宗教の自由もついでに児童の権利」を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準は、子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するためのホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- ホームにおいて宗教活動を強要していない。
- 子どもと保護者の個別的な宗教活動は尊重している。
- 子どもや保護者の宗教活動において、他の子どもや保護者の権利を妨げないよう配慮している。
- 保護者の宗教活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

## A-2 日常生活支援サービス

### 2-(1) 支援の基本

#### A-2-(1)-① 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、個々の子どもの発達段階や課題に考慮し援助している。

##### 【判断基準】

- a) 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題を常に考慮し援助している。
- b) 子どもと養育者らの信頼関係を構築し、子どもの発達段階や課題に考慮し援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮し援助していない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- ホームにおける援助は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠です。そのため、養育者らの高い専門性に基づく受容的・支持的関わりや深い洞察力による課題把握と対応が求められます。
- また、援助にあたっては、発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個性に十分配慮した関わりが求められます。
- 本評価基準は、子どもと養育者らとの信頼関係の構築にむけた関わりや、子どもの発達段階や課題に考慮した支援について評価します。

##### 評価の着眼点

- 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
- 個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
- 養育者らと子どもが個別にふれあう時間を確保している。
- 子どもからの相談を引き出せるように働きかけを意識的に行っている。
- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。
- 個々の子どもの状況に応じて、日々の生活が組み立てられるようになっている。
- 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。

**【判断基準】**

- a) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを積極的に育てている。
- b) 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない、
- c) 社会的ルールを尊重する気持ちを育てていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○本評価基準は、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てるための援助について、養育者らの態度や子どもとの関わり方のほか、ホームのルールづくりへの子どもの参画等、具体的な取組を通して評価します。

**評価の着眼点**

- 養育者らは、普段のふるまいや態度で模範を示している。
- 子どもに、ホーム生活・社会生活の規範等守るべきルール、約束ごとが理解できるように説明し、責任ある行動をとるよう指導している。
- ホーム生活を通し、他者への心づかいや配慮する心が育まれるよう援助している。
- 地域社会への積極的参加を図る等、社会的ルールを習得する機会を設けている。
  - ホーム生活のルール、約束ごとについては、話し合いの場が設定されており、必要に応じて変更している。

## 2-(2) 食生活

### A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮している。

#### 【判断基準】

- a) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分に配慮している。
- b) 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも配慮しているが、十分ではない。
- c) 食事をおいしく楽しく食べられるような工夫をしていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことをあらためて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮されたおいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気ですべて食べることができるような環境づくりを通して、精神的な安定と発達を促す取組が求められます。
- 本評価基準は、食事をおいしく楽しく食べることができるような工夫等のホームにおける取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- 養育者らや他の子どもと楽しく対話ができる場所となるよう工夫している。
- 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- 陶器の食器等を使用したり、盛りつけやテーブルの飾りつけの工夫など、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- 幼児など子どもの個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮し実施している。
- 定例的に子どもの嗜好や栄養摂取量を把握し、献立に反映させている。
- 研修会や講習会に参加し、技術の向上に努めている。

A-2-(2)-② 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。
- b) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じた食習慣を習得するための支援を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、食生活への子どもの参加や、変化に富んだ食生活の提供等を通じて発達段階に応じた食習慣を習得するための支援について評価します。
- ホームでは、調理の仕方を覚えたり、買い物を手伝い材料の選び方等を知る機会が多いことから、これらの環境を活かした食器洗い、配膳、基礎的な調理技術等の習慣を習得するための支援について評価します。
- また、食事は、レストランでの外食、屋外での食事、バイキング方式での食事等、多様な機会を設け食事を楽しむとともに、正しい食習慣の習得にむけた支援を行うことが大切です。
- 子どもの主体的選択を尊重し、希望に沿った食事を提供することも大切です。

評価の着眼点

- 箸、ナイフ・フォーク等食器の使い方や食事のマナーが習得できるよう支援している。
- 食習慣の習得を、無理なく楽しみながら身に付けられるよう工夫している。
- 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつを作る機会を設けている。
- テーブル拭き、食器洗い、食器消毒、残飯処理など食後の後片づけの習慣が習得できるよう支援している。
- 外食の機会を設け、ホーム外での食事を体験させている。
- 食品分類やおよつちの摂り方等、栄養についての正しい知識を教えている。
- 子どもの希望に沿った食事の提供（外食なども含む）をしている。

A-2-(2)-③ 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。

【判断基準】

- a) 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定している。
- b) -
- c) 子どもの生活時間にあわせて食事の時間を設定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事の時間は、子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差に配慮して可能な限り幅とゆとりをもつ必要があります。
- また、クラブ活動等子どもの生活時間に配慮した対応が求められます。
- 本評価基準は、子どもの生活時間にあわせて食事の時間の設定の取組について評価します。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事の時間が子どもの基本的な生活習慣の確立につながるよう設定している。
- クラブ活動等子どもの生活時間に応じて、食事の時間以外でも個別に対応している。
- 電子レンジや保温庫、保冷庫等を用意し、食事の時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
- 無理なく楽しみながら食事ができるよう、年齢や個人差に応じ食事の時間を配慮している。

## 2-(3) 衣生活

A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。

### 【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。
- b) -
- c) 衣服の提供に配慮を欠いたものがある。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、主に低年齢児に対する生活における衣服の支援の取組について評価します。

### 評価の着眼点

- 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものが着用されるよう提供している。
- 年齢に応じて、TPOに合わせた服装ができるよう配慮している。
- 毎日取り替える下着や、汚れた時などに着替えることができる衣類が十分に確保されている。
- 生活場面や活動場面に応じて着替えることのできる衣類を提供している。

A-2-(3)-② 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう積極的に支援している。
- b) 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 衣生活は、子どもにとって大切な領域であり自己表現の大きな手段として考えられることから適切な配慮が求められます。
- 画一的な衣生活にならないよう、可能な限り子どもの個性にあったもの、子どもの好みにあったものを購入するような配慮が求められます。
- また、高齢児においては自分自身で選び、購入できるような機会を確保することも必要です。
- あわせて、子ども自身で衣生活の管理ができるように支援を進めていくことが求められます。
- 季節や気候にあわせた衣服の選択や、衣類の補修等、発達段階に応じて子ども自身でできるように必要な支援を行います。
- 本評価基準は、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できるための取組について評価します。

**評価の着眼点**

- 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。
- 個々の収納スペースを確保するなど、「自分の服である」という所有感を持てるようにしている。
- 発達段階や好みに合わせて子ども自身が衣服を購入できる機会を設けている。
- 発達段階に応じて、衣服の着脱、整理整頓ができるよう支援している。
- 発達段階に応じて、選択、アイロンかけ、補修等衣服の自己管理ができるよう支援している。
- 衣服を通じて子どもが適切な自己表現ができるように支援している。

## 2－（４）住生活

### A－2－（４）－① 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮したものに なっている。

#### 【判断基準】

- a) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを十分配慮したものにしている。
- b) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮しているが、十分ではない。
- c) 住居全体が生活の場としての安全性や快適さを配慮していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直してみる必要があります。
- 本評価基準は、住居全体が生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしているかどうか、ホームにおける工夫や取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- トイレ、洗面所等は使いやすいよう配慮している。
- 必要に応じて、冷暖房設備を整備している。
- 子どもが私物を収納できるよう個々にタンス等を整備している。
- 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- くつろげる空間を確保するよう努めている。
- 必要に応じて、いつでも入浴やシャワーが利用できるようにしている。

A-2-(4)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう積極的に支援している。
- b) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するような支援はしていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもの自立に向けては、基本的な生活習慣・生活技術を身に付けることが必要であり、その支援は子ども一人ひとりの発達段階等によって大きく異なります。
- 支援にあたっては、養育者らが子ども一人ひとりの発達状況等を正しく理解したうえで、時間をかけて行うことが求められます。
- あわせて、子どもに可能な限り多様な体験をさせることによって生活技術を高めていくための働きかけも必要となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じた生活習慣の確立と生活技術の習得にむけた支援について具体的な取組を通して評価します。

**評価の着眼点**

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう支援している。
- 洗濯、ふとん干し、各居室のごみ処理の習慣を身につけられるよう支援している。
- 戸締り、施錠の習慣を身につけられるように支援している。
- 住居の軽度な破損について、簡単な修理を体験できるように配慮している。

## 2－（5） 衛生管理、健康管理、安全管理

### A－2－（5）－① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。

#### 【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもに対する心身の健康管理が行われていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもの健康管理における日常的な医療機関との連携や、子どもの健康状態の把握状況等具体的な取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。
- 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。
- 養育者らは医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。
- 服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬を確かめている。
- 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明している。

A-2-(5)-② 発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう具体的に支援している。
- b) 発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 発達段階に応じ、身体の健康を自己管理できるよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 身体の健康（清潔、病気、事故等）は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準は、発達段階に応じて子ども自らが身体の健康に関する自己管理を行うことができるよう支援するホームの取組について評価します。
- なお、本評価基準における身体の健康とは、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含むものとしてその取組を評価します。

**評価の着眼点**

- 幼児へは、常に良好な健康状態を保持できるよう、睡眠、食事摂取、排泄等の状況を養育者がきちんと把握している。
  - 排泄後の始末と手洗いの指導をしている。
  - うがいや手洗いの習慣を養うよう指導している。
  - 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう指導している。
  - 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、発達に応じて自ら行えるよう支援している。
  - 定例的に理美容をするよう支援している。
  - 発達段階に応じ、危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守ることができるよう指導している。
- 交通事故を防止するため、交通ルール等について日頃から教えている。

## 2- (6) 問題行動に対する対応

### A-2-(6)-① ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。

#### 【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に十分に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- ホーム内における子どもの安全や安心を保障することはもっとも重要なことです。
- ホーム内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識をホーム全体に徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても養育者らの連携や役割等をあらかじめ整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、ホーム内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策等ホームの取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 養育者らは、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方の模範を示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援している。
- 課題がある子ども、入居間もない子どもの場合は観察を密にし、個別支援を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合は、養育者らが中心になり適切な対応ができるような体制になっている。
- 暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所等に協力を要請するようにしている。

A-2-(6)-② 子どもの問題行動に適切に対応している。

【判断基準】

- a) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に適切に対応している。
- b) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に対応しているが、十分ではない。
- c) 子どもの問題行動（暴力・不適応行動等）に対応していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが問題行動をとった場合は、子どもが訴えたいことを理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。
- また、問題行動のある子どもの特性等について、あらかじめ養育者らで情報を共有し、連携して対応することや、必要に応じて児童相談所、その他専門機関等とも情報交換するなど日常的な対応が求められます。
- 本評価基準は、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取組について評価します。

評価の着眼点

- ホームが子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。
- 問題行動のある子どもについて、あらかじめ養育者らで情報を共有化し、連携して対応できるようにしている。
- 問題行動のある子どもの問題となる行動を観察・記録し、誘引や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- 養育者らは研修等を通して、問題行動に対する適切な支援技術を習得できるようにしている。
- 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- 必要に応じ、児童相談所その他専門機関等と協力し、対応している。
- 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

## 2－（7） 自主性、自律性を尊重した日常生活

### A－2－（7）－① 子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。

#### 【判断基準】

- a) 子どもが余暇を有効に活用できるよう配慮している。
- b) －
- c) 子どもが余暇を有効に活用できるような配慮はしていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、余暇を子どもが自由に過ごせるような工夫や配慮等のホームの取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 子どもの興味や趣味に合わせて、自発的活動ができるよう工夫している。
- 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- 学校のクラブ活動への参加は、本人の希望を尊重している。
- 子どもが外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- 子どもの趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを認めている。
- 図書・雑誌・新聞等、子どもの要望に応じた出版物を備えて、自由に閲覧できるようにしている。
- テレビ・ビデオ・ステレオ等オーディオ機器を備え、子どもの健全な発達に考慮したうえで、自由に使用できるようにしている。

A-2-(7)-② 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施している。

**【判断基準】**

- a) 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに適切に計画し、実施している。
- b) 買い物や外出、旅行などは、子どもとともに計画し、実施しているが、十分ではない。
- c) 買い物や外出、旅行などを、子どもとともに計画していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○本評価基準は、買い物や外出、旅行などのイベント等に子どもが参画しやすいように計画・実施等するホームの具体的な取組について評価します。

**評価の着眼点**

- 子どもの趣味や興味にあったイベントになるように子どもの意見を反映させ、適宜改変している。
- 子どもが主体的にイベント等に関わることができる。
- イベント等に対して自発的な参加を促すよう支援している。
- イベント等に追われることなく、ゆとりある生活が過ごせるよう配慮している。
- イベント等の参画について、子ども一人ひとりの選択を尊重している。

A-2-(7)-③ 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう具体的に援助している。
- b) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもが社会化していくためには、さまざまな生活技術が習得されなければならない、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立にむけては、子どもの発達段階に応じてこづかいの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立にむけたホームの取組について評価します。

**評価の着眼点**

- 計画的なこづかいの使用等、金銭の自己管理ができるよう援助している。
- 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を体験できるよう工夫している。
- 大人と一緒に買物に行ったり、一人で買物をさせるなど経済観念や金銭感覚が身につくよう援助している。
- こづかいの用途については、子どもの自主性を尊重し、不必要な制約を加えていない。
- 一定の生活費の範囲で生活することを学ばせている。

A-2-(7)-④ ホームが地域に開かれ子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援している。

【判断基準】

- a) 子どもが友人や地域との関係を深められるよう積極的に支援している。
- b) 子どもが友人や地域との関係を深められるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが友人や地域との関係を深められるような支援はしていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、地域に開かれたホームにむけた取組について評価します。
- たとえば、学校の友人等がホームへ遊びに来やすいような環境作りといった、子どもが友人や地域との関係を深めるための支援について、ホームの具体的な取組を評価します。

評価の着眼点

- 学校の友人等がホームへ遊びに来やすいような環境作りに努めている。
- 帰宅時間（門限）は、子どもと発達や状況に応じて決めている。
- 地域のボランティア活動への参加の機会を設けている。
- お祭りへの参加など、地域社会での活動や交流会への参加を支援している。

## 2－（8） 学習支援、進路指導等

### A－2－（8）－① 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を適切に行っている。
- b) 学習環境を整備しているが、学力に応じた学習支援は十分でない。
- c) 学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよい自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することがファミリーホームには求められます。
- 本評価基準は、ホームにおける学習環境の整備と学習支援について具体的なホームの取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 忘れ物や宿題の未提出がないよう把握している。
- 辞書・参考書等学習に必要な書籍を用意している。
- 静かに落ち着いて勉強できるように個別スペースや学習机を用意するなど、中学生、高校生、大学受験生のための環境づくりなどについて配慮している。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくよう支援している。
- 学校教員と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。

A-2-(8)-② 学校との連携により子どもの状況に応じた支援を行っている。

【判断基準】

- a) 学校との連携により子どもの状況に応じた必要な支援を積極的に行っている。
- b) 学校との連携により子どもの状況に応じた必要な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 学校との連携を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもへの十分な支援を実現するためには、子どもの学校生活の状況を把握し、必要に応じて学校と連携を図ることが重要となります。
- 学校側の問題で、十分な連携が実現できない場合もあるため、本評価基準は、学校との連携に向けてホームが積極的に努力しているかどうかについて評価します。

評価の着眼点

- 保護者会に出席する、担任と連絡をとるなどの取組を行っている。
- 子どもに関する関係者間での話しあいの場の設定を提案している。

A-2-(8)-③ 学校を卒業する子どもの進路について、幅広い選択肢のもと、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう積極的に支援している。
- b) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの進路について、進路の自己決定が出来るよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもの適切な自己決定を確保するためには十分な情報提供がその基本となります。
- とくに、進路選択という子どもの人生においてとりわけ重大な事柄について自己決定をしていくためには、必要に応じて親、学校、児童相談所との連携を図りながら、多様な判断材料を提示するとともに、子どもの不安を受け止め、きめ細かな相談、話しあいといった支援が求められます。
- 本評価基準は、学校を卒業する子どもの「最善の利益」にかなった進路の自己決定にむけた支援の具体的な取組について評価します。
- あわせて、進路決定後のフォローアップや失敗した場合の対応等についても対応を評価します。

**評価の着眼点**

- 進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供している。
- 進路選択にあたって、子どもと十分に話しあっている。
- 進路選択にあたって、親、学校、児童相談所の意見を十分聞くなど連携している。
- 早い時期から進路について自己決定ができるよう相談、指導を行っている。
- 奨学金など進路決定のための経済的支援のしくみについての情報等も提供している。
- 就職にあたっては、その前段階において十分な情報提供や相談、指導を行っている。
- 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応している。

## 2-(9) メンタルヘルス

A-2-(9)-① 虐待を受けた子どもなど心理的なケアを必要とする場合は、心理的な支援ができるよう関係機関と連携している。

### 【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と十分に連携した支援を行っている。
- b) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と連携した支援を行っているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに対して関係機関と連携し支援していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、被虐待児など心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、関係機関との連携等の取組について評価します。

### 評価の着眼点

- 心理的な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携した取組を行っている。
- 日常生活の中で、心理的な支援が行える体制ができている。
- 必要に応じて臨床心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する研修等を受けている。

A-2-(9)-② 子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性について正しい知識を得る機会を設けている。

**【判断基準】**

- a) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を適切に設けている。
- b) 異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。
- c) 性についての正しい知識を得る機会を設けていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- ファミリーホームにおける性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう支援していくことが求められます。
- そのためには、日頃から養育者らの間でも性教育のあり方等について検討し、必要に応じて勉強を行うことも必要となります。
- また、実生活のうえでも年齢にふさわしい異性とのつきあいができるような配慮が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの性に対する正しい理解を促すための取組について評価します。

**評価の着眼点**

- 年齢、発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。
- 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。
- 年齢相応で健全な異性とのつきあいができるよう配慮している。

## 2- (10) 家族とのつながり

### A-2-(10)-① 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制づくりができています。

#### 【判断基準】

- a) 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制あり、機能している。
- b) 児童相談所等と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があるが、十分に機能していない。
- c) 児童相談所等と連携し、相談に応じる体制ができていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 家族との交流の機会が保障されていることは子どもの重要な権利です。
- 本評価基準は、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを児童相談所と連携し、協力しているかについて評価します。

#### 評価の着眼点

- 家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- ホームと家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- 親との面会に協力するなど、親子関係の継続や修復に努めている。
- 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりの発見に努めている。
- 子どもの日常生活の様子について家族に伝えている。
- 子どもに関係する学校、地域、ホーム等の予定や情報を、家族に随時知らせている。
- 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。

A-2-(10)-② 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などの機会を保障している。

**【判断基準】**

- a) 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などの機会を十分に保障している。
- b) 関係機関と連携し、子どもと家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などの機会を保障しているが、十分ではない。
- c) 子どもと家族の関係づくりのための面会、外出、一時帰省などの機会を保障していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準は、子どもと家族の関係づくりのために必要な面会や外出、一時帰省等の機会の設定に関する具体的な取組について評価します。
- 家族との交流の機会の保障は子どもの重要な権利ですが、当該権利に十分配慮しつつも、子どもが交流を希望しない場合や強引な引き取り等子どもへの影響が考えられる場合にはあえて交流を行わないよう配慮していることも評価します。

**評価の着眼点**

- 一時帰宅については、児童相談所と連携して行っている。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合には、その意思を尊重している。
- 虐待を受けた子どもなど配慮の必要な子どもについては、児童相談所と十分な連携のうえで行っている。